

## 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

学校法人比治山学園比治山大学（以下「甲」という。）と広島県広島東警察署（以下「乙」という。）は、広島市内において災害等が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能を維持し、迅速に業務を再開するために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、要請事項について協力をするものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次の施設とする。

学校法人比治山学園比治山大学（広島市東区牛田新町4丁目1番1号）の施設うち、多目的ホールほかとする。

### （施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を使用するにあたっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

### （費用負担）

第5条 乙が甲の施設の一部を使用する場合、当該施設の使用料、光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙が協議して決定する。

### （使用期間）

第6条 乙が甲の施設の一部を使用できる期間については、甲乙が協議して決定する。

### （施設の明け渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部使用を終了したときは、使用した施設を現状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

### （損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設や備品等の損壊又は滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。

### （協議）

第9条 この協定書に定められていない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

### （有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定書の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名、押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月21日

甲 学校法人比治山学園比治山大学

学長 石井 眞 治

乙 広島県広島東警察署

署長 高橋 勉